

中泊町農業委員会会議録

令和5年5月10日

中泊町農業委員会

令和5年中泊町農業委員会5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
			6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

委 員	5番	青山 邦榮		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第 4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 6号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第 7号 中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 幹 谷 伊久弥

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(課長)

ただいまから、令和5年中泊町農業委員会5月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、9番澤田委員、10番大川委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の谷主幹、小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第3号

事務局
(小寺)

1ページをご覧ください。
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和5年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、12件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第3号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第4号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第4号

事務局
(谷)

33ページをお開きください。

報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和5年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

4月の相続等の届出は3件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第4号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第5号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第5号

事務局
(小寺)

35ページをご覧ください。

報告第5号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和5年4月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和5年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。4月分の農地移動あっせん申し出は10件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第5号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第4号

議長
(会長)

議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(谷)

38ページをお開き下さい。議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和5年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第4号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員

議席9番、澤田です。それでは報告いたします。去る5月1日、私と大川委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(谷)

39ページをお開きください。

受付番号5番は、薄市字玉清水地内の畑1筆、面積は1,642㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号6番は、田茂木字若宮地内の田4筆、面積は8,855㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号7番は、今泉字神山地内の畑1筆、面積は300㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号8番は、中里字紅葉坂地内の田2筆、面積は2,321㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号9番は、中里字平山地内の畑1筆、面積は438㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号10番は、薄市字玉清水地内他の田畑10筆、面積は16,286㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米またはそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

以上、受付番号5番から10番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございせんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

議長
(会長)

議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(谷)

44ページをご覧ください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和5年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第5号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

議席10番、大川です。それでは報告いたします。去る5月1日、私と澤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条申請は1件ございました。申請地は、高根字小金石地内の1筆の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(谷)

次のページをお開き下さい。
受付番号1番は、高根字小金石地内の1筆の畑で、面積は314㎡、転用目的は、譲受人が駐車場として整備し使用するものです。申請地は、中泊町役場から北へ5,000mほどの距離にあり、住宅及び農地が混在する集落内に位置します。周辺農地への支障につきましては、北側が畑、東・西側が宅地、南側が山林道路に面していることから問題ないものと思われま
す。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、その他の2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」を適用しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第6号

議長
(会長)

次に、議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

51ページをお開き下さい。議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和5年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

52ページをお開き下さい。令和5年5月8日付け中農政第61号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

事務局
(小寺)

54ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は9件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの買入が9件となっています。

受付番号1番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字若松地内の農地6筆、地目は田、面積は16,571㎡です。売買価格は662万8千円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号2番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字望月地内の農地10筆、地目は田、面積は16,076㎡です。売買価格は723万4千円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号3番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、中里字宮川地内他の農地3筆、地目は田、面積は17,121㎡です。売買価格は582万1千円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号4番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、大沢内字ニタ見地内の農地4筆、地目は田、面積は5,693㎡です。売買価格は199万2千円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号5番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、宮川字種取地内の農地2筆、地目は田、面積は6,062㎡です。売買価格は139万4千円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号6番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、八幡字日向地内他の農地3筆、地目は田、面積は14,665㎡です。売買価格は440万円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号7番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、豊島字宮本地内の農地1筆、地目は田、面積は4,466㎡です。売買価格は154万円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号8番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、富野字田今地内の農地2筆、地目は田、面積は9,736㎡です。売買価格は360万円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

受付番号9番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地1筆、地目は田、面積は2,280㎡です。売買価格は62万7千円です。対価の支払い期限は令和5年5月30日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(賃貸借権設定)

次に78ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号32番から40番までの9件です。内訳は再設定が3件、新規が6件となっております。

受付番号32番から受付番号34番は、再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

79ページをご覧ください。

受付番号35番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地10筆、地目は田、面積は10,070㎡の賃貸借です。期間は5年6ヵ月で、土地改良費の内、水利費は借主負担、工事費は取り決め無し。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号36番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,773㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費の内、水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号37番は新規の設定で、設定する農地は八幡字日向の農地1筆、地目は田、面積は2,936㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号38番は新規の設定で、設定する農地は芦野字清水の農地の他11筆、地目は田、面積は26,344㎡の賃貸借です。期間は1年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号39番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,183㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり10,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号40番は新規の設定で、設定する農地は豊島字宮本の農地5筆、地目は田、面積は16,543㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり30,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。賃貸借権設定については以上です。

事務局
(小寺)

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に85ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号23-1番から受付番号23-3番までの3件です。

受付番号機構23-1番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地16筆、地目は田、面積は27,528㎡の賃貸借です。期間は10年。土地改良費の内、水利費は借主負担、工事費は取り決め無し。賃借料は10aあたり20,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号機構23-2番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字袴腰山の農地1筆、地目は畑、面積は10,125㎡の賃貸借です。期間は10年。土地改良費は取り決め無し。賃借料は10aあたり10,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号機構23-3番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は12,593㎡の賃貸借です。期間は10年。土地改良費の内、水利費は借主負担、工事費は取り決め無し。賃借料は10aあたり20,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第7号

議長
(会長)

次に、議案第7号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

94ページをお開き下さい。議案第7号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので審議を求め。令和5年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

95ページをお開き下さい。令和5年5月2日付け中農政第55号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積等促進計画作成の要請について依頼がありましたので、その内容について順次ご説明いたします。

今回の受け手の再配分は4件ございました。

詳しい内容につきましては、96ページから104ページまでに記載されておりますので資料をご覧ください。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(小寺)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和5年中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月10日

農業委員会
会長

松坂 龍美

署名委員

澤田 健吾

署名委員

大川 勝仁